

０５０ＩＰ電話対応機器の取扱いに関する規約（OCN ADSLセットからの変更）

株式会社ＮＴＴドコモ（以下「当社」といいます。）は、ＩＰ通信網サービス契約約款（ＯＣＮ）に定める第１種ドットフォンサービスの付属品として提供された０５０ＩＰ電話対応機器（以下「本機器」といいます。）の取扱いに関して本規約を定めます。

なお、本規約に定めのない事項は、ＩＰ通信網サービス契約約款（ＯＣＮ）の規定に従うものとします。

第１条 （用語の定義）

用語	用語の意味
第１種ドットフォン契約	当社のＩＰ通信網サービス契約約款（ＯＣＮ）に基づき締結された第１種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の契約	当社のＩＰ通信網サービス契約約款（ＯＣＮ）に基づき締結された第１種ドットフォンサービスにおける一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の提供を受けるための契約
第２種契約	当社のＩＰ通信網サービス契約約款（ＯＣＮ）に基づき締結された第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約

（提供地域および提供範囲）

第２条 提供地域は、日本国内とします。

２ 契約者は、理由の如何を問わず、本機器を日本国外にて提供を受けることはできません。

（契約の単位）

第３条 当社は、１の第１種ドットフォン契約（現に当社のＩＰ通信網サービス契約約款（ＯＣＮ）に定める一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引（以下「本割引」といいます。）の適用を受けるものに限り、以下同じとします。）に対して、１の本契約を締結します。

（本機器）

第４条 当社は１の本契約につき１の本機器を提供します。

（本機器の納入および引渡し等）

第５条 当社は、本機器を、当社の費用と責任で当社が指定する者（以下「当社指定業者」といいます。）によってお客様の指定する場所へ送付するものとします。

２ 契約者が本機器を受領したことにより引渡し完了とされたものとします。

３ 第２項の本機器の引渡し完了時点、本機器の所有権は契約者に移るものとします。但し、本機器とともに供給されるソフトウェアに関しては、使用権のみの許諾がされるものとし、所有権及び著作権は、製造元メーカーが保有するものとします。

(本機器のソフトウェアの自動更新)

第6条 ソフトウェアの自動更新に関する次の各号についてあらかじめ承諾していただきます。

- (1) 第1種ドットフォンサービスの継続的な提供やサービス品質の維持等を目的に、製造元メーカーよりネットワークを介して本機器のソフトウェアの自動更新を行うことがあります。
- (2) 自動更新中は一時的にインターネットサービスや第1種ドットフォンサービス等が利用できないことがあります。

(保証)

第7条 故障等による本機器の修理、交換については、民法（明治29年法律第89号）第551条（贈与者の担保責任）の規定によるほか、製造元メーカーの保証規定のとおりとし、当社はその責を負わないものとします。保証内容は本機器に付属するメーカー保証書のとおりとなります。

(非保証)

第8条 本機器は、第1種ドットフォンサービスでの利用を前提とするものであり、他社が提供するIP電話サービスでは利用できません。

(禁止行為)

第9条 契約者は次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本機器を転貸又は売却して第三者に利用させること
- (2) 本機器に添付されているプログラムの全部または一部の解析、改造、複製、改変、第三者への売却、譲渡、その他プログラムに関する著作権等を侵害する行為

(責任の範囲)

第10条 当社は、本機器の利用および故障に起因して契約者又は第三者に生じた損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。但し、本サービスに関する当社と契約者との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、本項は適用されません。

- 2 当社は、第1種ドットフォンの設定に必要な情報の全部または一部を予め本機器に登録し提供する場合がありますが、設定された情報に起因して契約者又は第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
- 3 第1項但し書に定める場合であっても、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行又は不法行為により利用者に生じた損害のうち、間接損害、逸失利益に係る損害及び特別な事情から生じた損害（当社又は契約者が損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）については責任を負わないものとします。

(権利義務の譲渡等)

第11条 契約者は、本契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又

は担保に供してはならないものとします。但し、本契約に係る第1種ドットフォン契約の譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。その場合、本契約に基づく権利の譲渡の取り扱いについては、IP通信網サービス契約約款（OCN）に定める第2種契約の場合に準ずるものとします。

（料金等）

第12条 本機器の代金は無料とします。

（本規約の内容の変更）

第13条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://service.ocn.ne.jp/agreement/index.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

- 2 変更後の規約の効力発生後、契約者が特段の申出なく第1種ドットフォンサービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

附則（令和4年6月15日 レパN第205号）

（実施期日）

- 1 この規約は、令和4年7月1日から実施します。

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

- 2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この規約実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
050IP電話対応機器の取扱いに関する規約 （OCN ADSL セットからの変更）	050IP電話対応機器の取扱いに関する規約 （OCN ADSL セットからの変更）

- 3 旧規約によりNTTコムが締結した契約に係る内容については、当社に承継された附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

- 4 この規定実施前に、NTTコムに対し旧規約の規定により大なった手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則（令和5年5月24日 レパN第009600000488-01号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

附則（令和 5 年 6 月 15 日 レパN第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和 5 年 5 月 1 5 日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
0 5 0 I P 電話対応機器の取扱いに関する規約 （OCN ADSL セットからの変更）	0 5 0 I P 電話対応機器の取扱いに関する規約 （OCN ADSL セットからの変更）

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の 2 の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則（令和 6 年 2 月 26 日 O C N第009283号）

（実施期日）

この改正規定は、令和 6 年 3 月 18 日から実施します。